

原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格または物価高騰により、更なる経済的な影響を受けている市内事業者の経営の持続を図るため、補助金を交付します。

1 対象となる事業者

次の①～③までのいずれにも、また④、⑤のいずれかに該当する事業者。

- ①富谷市内で事業を営んでいること。
- ②交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。
- ③令和3年度課税分までの市税、国民健康保険税に関し、滞納がないこと。
※徴収猶予が認められている場合を除く。
- ④令和2年度から令和4年度において、市の新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策に係る事業者支援金の給付を受けたもの。（裏面参照）
- ⑤令和2年度から令和4年度において、国又は県の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を条件とした事業者支援金の交付決定を令和4年8月31日までに受けたもの。

2 支給額

中小企業者 1事業所あたり 10万円

個人事業者 1事業所あたり 5万円

3 受付期間

令和4年9月16日（金） から 令和4年11月15日（火）まで

4 申請手続き

下記の①～④の必要書類を申請窓口までご提出ください。

- ①富谷市原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※様式はHPよりダウンロードください。
- ②交付決定を受けた支援金の交付決定通知書の写し（給付金額、給付者がわかるページ）
- ③富谷市内で事業を営んでいることが確認できる書類
（営業許可書、チラシ、ホームページの写し、確定申告書第1表の写し等）
- ④振込口座を確認できる通帳等の写し
（金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ）



5 申請方法

【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。その際、封書に「原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎1階総合窓口に設置する専用ボックスに投函ください。

裏面へつづく

問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359 Email：sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp

原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金のご案内

6 原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金の申請対象となる富谷市の支援金等一覧

令和2年度～令和4年度

富谷市の新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策一覧

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症に係る融資保証料補給金 |
| | 新型コロナウイルス感染症に係る店舗等賃料補助事業 |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 |
| | 新型コロナウイルス感染症に係る売上減少事業者支援金 |
| | 店舗等経営支援金 |
| | 事業継続支援金 |
| | 新型コロナウイルス感染症に係る出張販売促進事業 |
| 令和3年度 | 事業継続支援金（第3弾） |
| | 新規店舗等開業支援金 |
| | みやぎ飲食店コロナ対策認証店舗支援金 |
| | 時短要請等関連事業者支援補助金 |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5, 10, 11, 12期） |
| 令和4年度 | 事業復活支援補助金 |

7 原油価格物価高騰対応・事業者支援補助金の申請対象となる国,県の支援金について

令和2年度～令和4年度の国または県の新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策は申請書内に直接ご記入ください。

